

官報号外

平成十四年三月二十六日

○第一百五十四回 衆議院会議録 第十六号

平成十四年三月二十六日(火曜日)

防衛廳設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

議事日程 第十号

平成十四年三月二十六日

午後一時開議

第一 國立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 國立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

一千五百日本國際博覽會政府代表の設置に関する臨時措置法案(内閣提出)

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する等の法律案(議院運営委員長提出)

國立国会図書館法の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

平成十四年三月二十六日 衆議院会議録第十六号 國立学校設置法の一部を改正する法律案

午後一時三分開議
○議長(綿貫民輔君) これより会議を開きます。

日程第一 國立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(綿貫民輔君) 日程第一、國立学校設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。文部科学委員長河村建夫君。

河村建夫君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文部科学委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、國立大学における教育研究体制の整備及び充実を図るとともに、実践的技術者の養成を目的とするもので、その内容は、

第一に、図書館情報大学を筑波大学に統合し、山梨大学と山梨医科大学とを統合して山梨大学を新設すること、

○議長(綿貫民輔君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

〔河村建夫君登壇〕

〔本号末尾に掲載〕

〔賛成者起立〕

○議長(綿貫民輔君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
河村建夫君 以上、御報告申し上げます。(拍手)

第三に、沖縄工業高等専門学校を新設することとあります。

本案は、三月十九日本委員会に付託され、翌二日遠山文部大臣から提案理由の説明を聴取し、去る二十二日質疑を行い、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申しあげます。

第一に、國立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(綿貫民輔君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

本件は、國立大学における教育研究体制の整備及び充実を図るとともに、実践的技術者の養成を目的とするもので、その内容は、

第一に、図書館情報大学を筑波大学に統合し、山梨大学と山梨医科大学とを統合して山梨大学を新設すること、

第二に、秋田大学、筑波大学、信州大学及び九州大学に併設されている医療技術短期大学部を廃止して、それぞれの大学の医学部等に統合すること

○議長(綿貫民輔君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。

よって日程は追加されました。

報 (号外)

國会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する等の法律案(議院運営委員長提出)

(議院軍委員長提出)

○議長(綿貫民輔君) 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する等の法律案、国立国会図書館法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

国会議員の旅費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する等の法律案

九山尹夫君

○鳩山邦夫君　ただいま議題となりました両法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申

まず、国會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する等の法律案でありますが、我が国の現下の経済情勢、財政状況は非常に

厳しく、また、本格的な構造改革のスタートにより、経済・社会・国民生活への多大な影響が見込まれております。こうした我が国の置かれている状況にかんがみ、各党・熱心な協議を行つてまいりましたが、各党の合意を得て本案を提出した次第であります。

その主な内容は、

を受けた情報に関する規定及び複写事務の委託に関する規定等を整備しようとするものであります。

部改正を内容としておりまして、防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画において定められた防衛力の合理化、効率化、コンパクト化を進めると

両法律案は、本日議院運営委員会において起草し、提出したものであります。

○議長（綿貫民輔君） 両案を一括して採決いたします。

及び情報の収集・分析態勢の強化等に伴い、自衛官の定数及び即応予備自衛官の員数を変更するものであります。

両案を可決するに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

以上が、この法律案の提案理由であります。
次に、この法律案の内容について、その概要を
御説明いたします。

よって、両案とも可決いたしました。

まず、防衛厅設置法の一部改正の内容について、その概要を御説明いたします。

○議長（綿貫民輔君）　この際、内閣提出、防衛庁
法律案（内閣提出）の趣旨説明
防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する

報保全隊の新編等に伴い、陸上自衛隊の自衛官の定数を四百五十四人削減し、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官の定数をそれぞれ十四人増加する

君。設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。國務大臣中谷元

とともに、統幕僚會議事務局における防衛情報通信基盤管理運営室の新設等及び情報本部における情報の収集・分析態勢の強化等に伴い、統幕

〔國務大臣中谷元君登壇〕

僚会議の自衛官の定数を百三十五人増加することを内容とするものであります。これにより、自衛官の定数は、計二百九十一人削減されることにな

この法律案は、防衛庁設置法及び自衛隊法の一
御説明いたします。

次に、自衛隊法の一部改正の内容について、そ
ります。

の概要を御説明いたします。

これは、陸上自衛隊の第四師団の改編に伴い、即応予備自衛官の員数を三人増加するものであります。

以上が、防衛厅設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案の趣旨でございます。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。(拍手)

ます。

元神戸外大生、有本恵子さんが北朝鮮に拉致された疑いがあると、警察当局によって認定されました。この拉致事件は、日本国民の平和と安全を脅かすとともに、国家の主権を侵害する重大な犯罪だと言わなければなりません。

そこで、まず、国家公安委員長にお尋ねいたします。

これまで警察厅が北朝鮮拉致疑惑と認定した疑惑は何件あるのでしょうか。また、警察厅の内部資料に「日本人拉致疑惑に関する動向表」というものがあると伺っていますが、その資料は、疑惑と北朝鮮との関連を断定できる客観的な証拠に基づいているのでしょうか。特に、象徴的な疑惑とする横田めぐみさん拉致疑惑については異論も出されておりますので、国家公安委員長のお考えをお尋ねいたします。

○大出彰君 民主党の大出彰でございます。
私は、民主党・無所属クラブを代表して、たゞいま議題となりました防衛厅設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案について質問をいたします。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。大出彰君。

〔大出彰君登壇〕

○大出彰君 民主党の大出彰でございます。

私は、民主党・無所属クラブを代表して、たゞいま議題となりました防衛厅設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案について質問をいたします。(拍手)

今回の改正は、我が国を取り巻く国際環境の変化に伴い、昨年度から始まった中期防衛計画にのっとるものと伺っています。そこで、国防上の緊急課題に対する政府の姿勢についてお伺いいたします。

まず、いわゆる拉致事件についてお伺いいたし

ることです。

総理は、拉致疑惑の被害者家族の皆さんとお会いになったにもかかわらず、被害者家族の皆さん

が、首相には具体的な発言を期待したが手こたえがなかつたとか、握手しただけで何も話せなかつた、人気取りのパフォーマンスなどと失望させてしまいました。

その後、日韓首脳会談での協力要請、北朝鮮赤十字による不明者の調査継続発表や三人の安否通

告など、進展はありますが、こういうときだからこそ、被害者家族の皆さんの思いと同じように、北朝鮮に対して、毅然とした態度で、しかも、さ

まざまなルートを通じて、もっと強い交渉を求めています。官房長官のお考えをお伺いいたします。

次に、外務大臣にお伺いいたします。

安倍晋三官房副長官は、三月十八日の参議院予算委員会で、平成十一年当時、楨田邦彦アジア局长が、拉致されたたった十人のことで日朝国交正常化がとまつてもいいのか、拉致にこだわり国交正常化がうまくいかないのは国益に反すると語ったことを認めました。拉致疑惑の被害者家族の気持ちは逆なでするような発言だと言わなければなりません。許せません。

御本人はその発言を認めておられるのでしょうか。また、この発言に関して、徹底的に内部調査を行ひ、メモの提出を含めた事実解明に向けた積

極的な意思がおありなのか、お伺いいたします。

さらに、今、日本の中では、あのとき、なぜ金正男とおぼしき人物を犯罪の立件もなく帰してしまったのかと、怨嗟の声が起っています。外務省が反対したせいだと言われています。外務大臣のお考えをお伺いいたします。(拍手)

次に、鈴木宗男議員問題についてお尋ねいたします。

ムネオハウスから始まって、一連の疑惑が追及されているところですが、証人喚問でもその疑惑は晴れず、むしろ、その根の深さを印象づける結果となりました。

中でも、北方領土返還不要論と受け取れる鈴木議員の発言は、大問題だと思います。もともと並行協議には、二島だけ帰つてくれればいいんだという意図が透けて見えるよう、うさん臭さがありました。だからこそ、そのうわさが永田町を駆けめぐったとき、私は、本会議場で、国を売つているのは鈴木宗男、おまえかと、やじを飛ばしました。みずからの利権あさりのために国を売るなどということは絶対に許せないと思つたからです。

案の定、やはりそれを裏づけるような発言が出てきたじゃないですか。

三月十三日の日ロ外務次官級協議で、ロシア側がいつになく厳しい立場だったことでわかるように、鈴木議員は、一方で、「島先行返還論を主張してロシアをその気にさせ、他方で、日本国民に

○國務大臣(福田康夫君) 大出議員にお答えします。

拉致問題についてのお尋ねがございました。拉致問題は、我が國国民の生命にかかる重大な問題であり、国交正常化のために避けて通れない問題であると認識しており、北朝鮮側に対し、このような断固たる立場をあらゆる機会に明確にいたしております。

また、政府は、従来から、他の関係国との協議及び国際会議等の場でも、拉致問題解決の重要性について訴えております。先般の日韓首脳会談においても、小泉総理より、拉致問題は国民の生命にかかる重要な問題であり、一刻も早い解決を必要とするとの認識のもと、日朝国交正常化交渉に粘り強く取り組み、こうした努力を通じて拉致問題を初めとする人道上の問題や安全保障上の問題の解決を目指すとの方針で、一貫して取り組んできています。

昨年の不法入国事案についてのお尋ねです。同事案については、法務省において、当省を含む関係当局と協議の上、関係法令等に従い、適正に措置がとられたものと承知しています。

○國務大臣(川口順子君) 安倍官房副長官の答弁に関するお尋ねです。これまで、省内で、当時の記録等を中心に調査いたしましたが、公的な場において御指摘のようないいえにせよ、私としても、本件の処理が長引くなれば、内外に予期しない混亂が生ずるおそれもあったと考えており、こうした事態を避けるといたた総合的判断からも、本件の処理は適正かつ妥当なものであったと考えています。

安倍官房副長官は、拉致問題について外務省とさまざまな議論を行ってきた過程で、当時のアジア局には拉致問題を軽んじていると受け取られるような雰囲気があった旨述べられたと承知しています。当時、外務省では、拉致問題をいかにして解決すべきかにつき種々の議論が行われてきておりました。当時、外務省では、拉致問題をいかにして

り、こうした過程の中で、安倍官房副長官がおつしゃったような雰囲気があつたとの印象を持たれ

たのではないかと推測いたします。そのような印象を与えたとしたら、反省すべきと考えます。

いずれにせよ、政府としては、拉致問題は国民の生命にかかる重大な問題であり、一刻も早い解決を必要とするとの認識のもと、日朝国交正常化交渉に粘り強く取り組み、こうした努力を通じて拉致問題を初めとする人道上の問題や安全保障上の問題の解決を目指すとの方針で、一貫して取り組んできています。

同事案については、法務省において、当省を含む関係当局と協議の上、関係法令等に従い、適正に措置がとられたものと承知しています。

○國務大臣(中谷元君) 九州南西海域における不審船の問題についてのお尋ねがございました。

日本安全保障体制のもと、我が国と米国は平素から必要な情報交換を行っておりますが、その具体的、個別的な内容につきましては、相手国たる米国との関係もあることから、お答えを差し控えさせていただきます。

防衛庁では、これまでに、曹候補士制度の導入、婦人自衛官の活躍する分野の拡大、自衛官採用試験の受験資格の緩和、隊員に対する待遇改善、自衛官の定年延長などを逐次行ってきました。

P-3Cの画像伝送能力の強化、基地から海上幕僚監部への画像伝送能力の強化の観点からの改善策を講じております。

自衛官の員数確保についてのお尋ねがあります。

予備自衛官補と徴兵制との関係についてお尋ねがありました。

この制度では、自衛官未経験者を、志願に基づく試験または選考により、防衛招集応召義務のない予備自衛官補に採用し、所要の教育訓練終了後、予備自衛官に任用することとしており、あくまでも個人の志願、意志に基づく制度であることをから、徴兵制の呼び水になるという御指摘は当たりません。

なお、平成十四年度の予備自衛官補の採用予定期数は、衛生、語学等の技能を持った方を含め三百人のところ、現在、既に六百五十人を超える志願

て平和条約を締結するという日本政府の方針は從来より一貫しております、このよう方針が特定議員によりねじ曲げられたということは一切ありません。

政府としては、今後とも、北方四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結するという方針に基づいてお尋ねがござります。(拍手)

の受け付けを行っており、志願者の中から適格者の採用に努めたいと考へております。

即応予備自衛官を三名増員する理由についてのお尋ねがありました。

即応予備自衛官については、防衛計画の大綱のもと、平成九年度以降、逐次、師団改編に合わせて導入してきました。

平成十四年度予算案では、既に九年度に即応予備自衛官を導入している第四師団の二度目の改編を行うこととしており、普通科連隊の効率化や火力戦闘能力の向上による各部隊の改編に伴い、即応予備自衛官の員数についての所要の増減を行った結果、三名の員数の増加を行つものでございました。

最後に、予備自衛官は縮減するのかというお尋ねがございました。

この予備自衛官の充足が低下している状況を受けまして、防衛庁としては、仕事の都合に配慮し訓練参加できる機会をふやすなど、訓練に参加やすいような工夫を講ずるとともに、予備自衛官等の制度の趣旨や訓練の状況に関する広報を行ない、雇用企業等の理解が得られるよう努めており、また、自衛官退職予定者、元自衛官に対する募集活動を積極的に行つているところであります。

さらに、将来にわたり予備自衛官の安定的な確保を

保有資するため、予備自衛官補制度を導入することとしたところであります。今後とも、予備自衛官の員数の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。(拍手)

〔國務大臣村井仁君登壇〕

○國務大臣村井仁君
北朝鮮による拉致の疑いがあると判断したものと承知しております。

警察といたしましては、これまでの一連の捜査の結果を総合的かつ慎重に検討した結果、八件十一名と判断しております。

「日本人拉致疑惑に関する動向表」なる警察庁の内部資料は客観的な証拠に基づいているのかとのお尋ねがございましたが、捜査上の秘密の保持の観点から、当該資料の存否も含め、お答えを差し控えさせていただきます。

警察いたしましては、御家族その他の関係者からの事情聴取や関係各機関との情報交換など、国内外での捜査結果を総合的かつ慎重に検討した結果、八件十一名の事案について、北朝鮮による拉致の疑いがあると判断したものと承知しております。

午後一時四十五分散会

○議長(綿貫民輔君) 本日は、これにて散会いたします。

○議長の報告
(報告書受領)

一、去る二十二日、内閣から次の報告書を受領しました。

地方財政法第三十条の二の規定に基づく地方財政の状況報告書

二、去る二十二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

○議長(綿貫民輔君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長委員辞任及び補欠選任

一、去る二十二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

○議長(綿貫民輔君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(綿貫民輔君) 本日は、これにて散会いたしました。

一、去る二十二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

○議長(綿貫民輔君) 本日は、これにて散会いたしました。

國務大臣中谷 元君
國務大臣福田 康夫君
國務大臣村井 仁君

(答弁書受領)

で叱責されたと述べている。従つて、次の事項について質問する。

一 去る二十一日 參議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

た。
去る二十一日 内閣から次の答弁書を受領し

一 外務省は、鈴木宗男衆議院議員に民主党議員がジャパン・プラット・フォームおよびピー

ス・ワインズ・ジャパンのプロジェクトを視察

したことを伝えた事実があるのか。

二 あるとすれば外務省の誰が鈴木宗男衆議院議員に云えたのか。

眞に仕つかぬ方

パン・プラット・フォームおよびピース・ウイ

シズ・ジャパンのプロジェクトを観察した事実

を伝えたのか、および内容はどのようなもので

あつたか。

四 また数人の民主党議員がパキスタンを訪問し

ているが、具体的に民主党の誰がいつ視察した

ことを伝えたか。

右質問する。

— — — — —

內閣衆質一五四第四〇号

平成十四年三月二十二日

内閣總理大臣臨時代理
福田 康夫

國務大臣 花田 周夫

衆議院議長 編 貢 民輔殿

衆議院議員井上和雄君提出外務省と鎌木宗男參

議院議員の関係に関する質問に対し、別紙答弁書

書を送付する。

内したことに関して、鈴木宗男衆議院議員に電話

書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員井上和雄君提出外務省と鈴木宗男衆議院議員の関係に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

外務省において調査を行ったが、同省の職員が、鈴木宗男衆議院議員に対し、平成十三年十一月から十二月にかけてパキスタン・イスラム共和国を訪問した民主党の国会議員がジャパン・プラットフォーム及びピースウィンズ・ジャパンのプロジェクトを視察した旨を伝えた事実は確認できなかった。

（答弁通知書受領）
一、去る二十一日、内閣から、衆議院議員山田敏科往診車内での治療の規制に関する質問に対し、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十四年四月までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

国立学校設置法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成十四年一月八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

雅君提出平成十四年度診療報酬改定における歯科往診車内での治療の規制に関する質問に対し、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十四年四月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

国立学校設置法の一部を改正する法律

一、去る二十一日、内閣から、衆議院議員山田敏科往診車内での治療の規制に関する質問に対し、質問事項について検討する必要があり、これに日時を要するため、平成十四年四月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

第三条第一項の表中
茨城大学
図書館情報大学
筑波大学
を
山梨大学
山梨県

茨城大学
図書館情報大学
筑波大学
を
山梨大学
山梨県
に改める。

段の規定による通知書を受領した。

一、去る二十二日、内閣から、衆議院議員小沢和秋君外一名提出電磁波の人体への影響防止と携帯電話の中継鉄塔建設紛争解決に関する質問に対し、これに日時を要するため、平成十四年四月三十日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

（答弁通知書受領）
一、去る二十二日、内閣から、衆議院議員小沢和秋君外一名提出電磁波の人体への影響防止と携帯電話の中継鉄塔建設紛争解決に関する質問に対し、これに日時を要するため、平成十四年四月三十日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

第三条の五第一項の表秋田大学医療技術短期大学部の項、筑波大学医療技術短期大学部の項、信州大学医療技術短期大学部及び九州大学医療技術短期大学部の項を削除する経過措置

（秋田大学医療技術短期大学部及び筑波大学医療技術短期大学部の存続に関する経過措置）
秋田大学医療技術短期大学部は、改正後の第三条の五第一項の規定にかかわらず、平成十七年三月二十一日に当該短期大学部に在学する者が当該短期大学部に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

第七条の十三の表に次のように加える。
（施行期日）
冲縄工業高等専門学校 沖縄県
附 則

1 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

（施行期日）
（信州大学医療技術短期大学部及び九州大学医療技術短期大学部の存続に関する経過措置）
（秋田大学医療技術短期大学部及び筑波大学医療技術短期大学部の存続に関する経過措置）
（信州大学医療技術短期大学部及び九州大学医療技術短期大学部の存続に関する経過措置）
（信州大学医療技術短期大学部及び九州大学医療技術短期大学部の存続に関する経過措置）

1 第三条第一項の表及び第七条の十三の表の改正規定並びに次項及び附則第五項の規定

平成十四年十月一日

二 第三条の五第二項の表の改正規定のうち秋田大学医療技術短期大学部の項及び筑波大学医療技術短期大学部の項を削る部分並びに附則第三項の規定

平成十四年十月一日

三 第三条の五第二項の表の改正規定（秋田大学医療技術短期大学部の項及び筑波大学医療技術短期大学部の項を削る部分を除く。）及び附則第四項の規定

平成十七年四月一日
(図書館情報大学等の存続に関する経過措置)
図書館情報大学等の存続に関する経過措置

5 沖縄工業高等専門学校は、平成十六年度から学生を入学させるものとする。

理 由

山梨大学
山梨医科大学
山梨県

を
山梨大学
山梨県

に改める。

2 国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号）の一部を次のように改正する。

3 第三条の五第一項の表中
茨城大学
図書館情報大学
筑波大学
を
山梨大学
山梨県

に改める。

新設する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国立学校設置法の一部を改正する法律案

(内閣提出)に関する報告書

本案の目的及び要旨

本案は、国立の大学における教育研究体制の整備及び充実を図るとともに、実践的技術者の養成に資するため妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

本案施行に要する経費

平成十四年度内閣府所管一般会計予算に、冲縄工業高等専門学校の新設に係る経費として二十八億二千万円が、平成十四年度国立学校特別会計予算に、国立大学の統合、国立大学併設医療技術短期大学部の廃止に伴う医学部保健学科等の設置及び沖縄工業高等専門学校の新設に係る経費として約一億三千万円がそれぞれ計上されている。

右報告する。

平成十四年二月十二日
文部科学委員長 河村 建夫
衆議院議長 締貫 民輔殿

(別紙)

1 図書館情報大学を筑波大学に統合し、山梨大学と山梨医科大学とを統合して山梨大学を新設すること。

2 秋田大学医療技術短期大学部、筑波大学医療技術短期大学部、信州大学医療技術短期大学部及び九州大学医療技術短期大学部を廃止すること。

3 沖縄工業高等専門学校を新設すること。

4 1及び3に関する規定は平成十四年十一月一日から施行することとし、2に関する規定

中、秋田大学医療技術短期大学部及び筑波大学医療技術短期大学部の廃止に関する規定は平成十七年四月一日から、信州大学医療技術短期大学部及び九州大学医療技術短期大学部の廃止に関する規定は平成十八年四月一日から、それぞれ施行すること。

二 議案の可決理由
本案は、国立の大学における教育研究体制の

う特殊事情も勘案すると、学校建設及び運営については学生の安全を第一に、万全の配慮をして改定され及び補足された国際博覧会に関する条約をいう。

(二千五年日本国際博覧会政府代表)

二千五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案

右

国会に提出する。

平成十四年二月十二日

内閣総理大臣 小泉純一郎

二千五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案(目的等)

第一条 この法律は、平成十七年に開催される一千五百日本国際博覧会に関する、国際博覧会条約(同条約第二十一条の規定に基づく政府代表の設置及びそ

の任務、給与等について定めることを目的とする。

第二条 外務省に、二千五年日本国際博覧会政府代表(以下「代表」という。)一人を置く。

第三条 代表は、二千五年日本国際博覧会に関する事項について、国際博覧会条約(同条約第二十七条の規定に基づいて制定された二千五年日本国際博覧会一般規則を含む。)の定めるところにより、日本国政府を代表することを任務とする。

第四条 関係各省庁の長は、代表の任務の円滑な遂行を図るため、必要な措置を執るものとする。

(任免)

第五条 代表の任免は、外務大臣の申出により内閣が行う。

第六条 代表は、その任務を終了したときは、解任されるものとする。

(給与及び災害補償)

第七条 代表の俸給月額は、百三十六万五千円とし、その他代表の給与、代表の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償及び公務上の災

害に対する附帯決議
政府は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。
一 沖縄高等専門学校の設置予定地は、米軍基地(弾薬庫、演習地)に隣接しているのみならず、海上ヘリポートの建設予定候補地に隣接していることもあり、教育環境に影響が及ぶことが懸念される面もないとはいえないが、沖縄県とい

害又は通勤による災害を受けた代表に対する福

社事業については、特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十一号）第一条第一号から第十六号までに掲げる特別職の職員の例による。

官 報 (号 外)

附
則

- 2 1 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。
この法律は、二千五年日本国際博覧会の終了の日から起算して一年を経過した日にその効力を失う。

十五年日本国際博覧会(以下「博覧会」という)の円滑な準備及び運営に資するため、国際博覧会の規定に基づく政府代表を設置し、その任務等を定めることを目的とするもので、その主な内容は次のとおりである。

2 代表は、博覧会に関する事項について、国

陸軍全條約の規定により、日本国政府を作
表することを任務とすること。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律

別表第一の一 大使館の表アジアの項中 在バングラデシュ日本国大使館

シユ
ダッカ
を 在バンククテデシニ 日本国大使館
在東チモール日本国大使館
東チモール
ディリ
に改

別表第一の二 総領事館の表アジアの項中 在カルカタ日本国総領事館 インド める。

卷之三

カルカタ 在コルカタ日本総領事館 インド
に

別表第一の三 政府代表部の表次第の項中
支那通商力開拓費萬日本政府代表部

第三回 政府代表部の開拓機構日本政府代表部

国際連合教育科学文化機関日本政府代表部
フランス
パリ

別表第一及び別表第三を次のように改める。

る臨時措置法案及び同報告書 在外公館の名称及び位置並びに在外公館
部を改正する法律案及び同報告書

平成十四年三月二十六日 衆議院会議録第十六号

外 叫 報

別表第二 在勤基本手当の基準額(第十条関係)

一 大使館

地 域	所 在 国	号									別			
		大 使	公 使	特 号	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号			
ア ブ	ア ジ ア	イ ン ド	770,000	680,000	643,700	621,300	598,800	527,500	460,100	407,400	362,400	332,200	309,700	287,300
		ネ チ ア	680,000	580,000	543,800	524,200	504,600	443,200	384,300	340,000	300,700	276,000	256,400	236,800
		シ ャ ト ナ ム	770,000	720,000	684,000	661,300	638,600	564,800	496,600	440,200	394,800	360,900	338,200	315,500
		カ ノ ボ デ イ ア	760,000	740,000	701,200	678,800	656,300	582,300	514,900	456,700	411,700	376,000	353,500	331,100
		シ ン ガ ポ ール	650,000	610,000	568,000	545,300	522,600	454,400	386,200	340,800	295,400	272,600	249,900	227,200
		ス リ ・ ラ ン カ	700,000	660,000	617,900	596,400	575,000	566,800	442,500	391,900	349,000	319,800	298,300	276,900
		タ イ	610,000	520,000	484,100	464,800	445,400	387,300	329,200	290,500	251,700	232,400	213,000	193,700
		大 韓 民 国	760,000	640,000	593,900	570,100	546,400	475,100	403,800	356,300	308,800	285,100	261,300	237,600
		中 華 人 民 共 和 国	840,000	670,000	627,000	603,000	578,900	505,600	433,600	383,000	335,000	308,500	284,500	260,500
		ネ パ ポ ール	750,000	730,000	690,500	667,500	644,500	570,000	501,100	444,100	398,100	364,100	341,100	318,100
		パ キ 斯 タ ン	680,000	630,000	598,500	577,800	557,200	491,300	429,300	380,200	338,900	310,500	289,800	269,200
		バ ン グ ラ デ シ ュ	780,000	730,000	694,700	672,500	650,300	577,100	510,500	452,800	408,400	372,900	350,700	328,500
		東 チ モ ー ル	660,000	640,000	606,600	587,000	567,400	502,900	444,000	393,800	354,500	323,800	304,200	284,600
		フ ィ リ ピ ン	670,000	570,000	537,300	518,000	488,600	438,000	379,900	336,100	297,300	272,900	253,500	234,200
		ア フ タ ン	710,000	680,000	643,700	621,300	598,800	527,500	460,100	407,400	362,400	332,200	309,700	287,300
		ブ ル ネ イ	650,000	630,000	589,000	567,500	546,100	479,300	415,000	367,100	324,200	297,700	276,200	254,800
		マ レ イ シ ア	590,000	550,000	516,400	495,700	475,100	413,100	351,100	309,800	268,500	247,900	227,200	206,600
		ミ ャ ン マ ー	790,000	750,000	703,400	679,900	656,400	580,300	509,800	451,800	404,800	370,200	346,700	323,300
		モ ル デ ィ ヴ	680,000	660,000	617,900	596,400	575,000	506,800	442,500	391,900	349,000	319,800	298,300	276,900
		モ ン ゴ ル	810,000	780,000	740,000	716,000	691,900	613,300	541,300	479,900	431,900	394,600	370,600	346,600
		ラ オ ス	760,000	740,000	697,000	673,800	650,500	575,200	505,500	448,000	401,500	367,200	343,900	320,700
大 洋 州	ヴ ア ヌ ア ツ	630,000	610,000	569,600	548,900	523,300	463,800	401,800	355,400	314,100	288,400	267,700	247,100	
	オ ー ス ト ラ リ ア	560,000	520,000	484,100	464,800	445,400	387,300	329,200	290,500	251,700	232,400	213,000	193,700	
	キ リ バ ス	690,000	670,000	632,400	611,700	591,100	523,500	461,500	409,200	367,900	336,200	315,500	294,900	
	サ モ ア	570,000	550,000	518,000	499,400	480,800	422,500	366,700	324,500	287,300	263,600	245,000	226,400	
	ソ ロ モ ン	790,000	760,000	720,600	697,400	674,100	597,800	528,100	468,300	421,800	385,300	362,000	338,800	
	ト ハ ヴ ハ ル	690,000	670,000	632,400	611,700	591,100	523,500	461,500	409,200	367,900	336,200	315,500	294,900	
	ト ナ ガ	630,000	610,000	569,600	548,900	523,300	463,800	401,800	355,400	314,100	288,400	267,700	247,100	
	ナ ウ ル	630,000	610,000	569,600	548,900	523,300	463,800	401,800	355,400	314,100	288,400	267,700	247,100	
	ニ ュ ー ・ ジ ー ラ ン ド	520,000	500,000	464,800	446,200	427,600	371,800	316,000	278,900	241,700	223,100	204,500	185,900	

(外) 離 取

パプア・ニューギニア	760,000	740,000	701,200	678,800	656,300	582,300	514,900	456,700	411,700	376,000	353,500	331,100
パラオ	780,000	750,000	705,200	679,100	653,000	572,300	494,100	436,800	384,600	353,500	327,400	301,300
フィジー	630,000	610,000	569,600	548,900	528,300	463,800	401,800	355,400	314,100	288,400	267,700	247,100
マーシャル	780,000	750,000	705,200	679,100	653,000	572,300	494,100	436,800	384,600	353,500	327,400	301,300
ミクロネシア	780,000	750,000	705,200	679,100	653,000	572,300	494,100	436,800	384,600	353,500	327,400	301,300
北米												
アメリカ合衆国	920,000	720,000	671,300	645,500	593,900	516,400	438,900	387,300	335,700	309,800	284,000	258,200
カナダ	710,000	660,000	613,300	588,700	564,200	490,600	417,000	368,000	318,900	294,400	269,800	245,300
中南米												
アルゼンティン	680,000	660,000	613,300	588,700	564,200	490,600	417,000	368,000	318,900	294,400	269,800	245,300
アンティグア・バーブーダ	710,000	680,000	639,900	615,300	590,800	515,900	442,300	390,800	341,700	314,700	290,100	265,600
ヴェネズエラ	720,000	700,000	652,700	627,700	602,600	526,200	451,100	398,500	348,400	320,800	295,800	270,800
ウルグアイ	650,000	620,000	581,000	557,800	534,500	464,800	395,100	348,600	302,100	278,900	255,600	232,400
エクアドル	740,000	710,000	666,500	641,900	617,400	541,300	467,700	413,600	364,500	334,900	310,300	285,800
エル・サルバドル	740,000	710,000	666,500	641,900	617,400	541,300	467,700	413,600	364,500	334,900	310,300	285,800
ガイアナ	750,000	720,000	679,300	654,300	629,200	551,600	476,500	421,300	371,200	341,000	316,000	291,000
キューバ	830,000	810,000	761,500	735,700	709,900	626,800	549,300	486,700	435,100	398,100	372,300	346,500
グアテマラ	690,000	670,000	627,700	604,700	581,700	510,300	441,400	390,300	344,300	316,300	293,300	270,300
グレナダ	740,000	710,000	666,500	641,900	617,400	541,300	467,700	413,600	364,500	334,900	310,300	285,800
コスタ・リカ	670,000	650,000	607,600	584,400	561,100	490,100	420,400	371,400	324,900	299,200	275,900	252,700
コロンビア	680,000	660,000	624,400	602,700	581,000	512,000	446,900	395,800	352,400	322,900	301,200	279,500
ジャマイカ	740,000	710,000	666,500	641,900	617,400	541,300	467,700	413,600	364,500	334,900	310,300	285,800
スリナム	740,000	710,000	666,500	641,900	617,400	541,300	467,700	413,600	364,500	334,900	310,300	285,800
セント・ヴィンセント	740,000	710,000	666,500	641,900	617,400	541,300	467,700	413,600	364,500	334,900	310,300	285,800
セント・クリストファー・ネイ	710,000	680,000	639,900	615,300	590,800	515,900	442,300	390,800	341,700	314,700	290,100	265,600
セント・ルシア	740,000	710,000	666,500	641,900	617,400	541,300	467,700	413,600	364,500	334,900	310,300	285,800
チリ	620,000	590,000	555,100	532,900	510,700	444,100	377,500	333,100	288,700	266,500	244,300	222,100
ドミニカ共和国	740,000	710,000	666,500	641,900	617,400	541,300	467,700	413,600	364,500	334,900	310,300	285,800
トリニダッド・トバゴ	740,000	710,000	666,500	641,900	617,400	541,300	467,700	413,600	364,500	334,900	310,300	285,800
ニカラグア	760,000	740,000	695,400	670,800	646,300	568,800	495,200	438,400	389,300	357,000	332,400	307,900
ハイチ	820,000	800,000	752,900	728,300	703,800	623,600	550,000	487,700	438,600	400,800	376,200	351,700
パナマ	650,000	630,000	588,200	565,800	543,300	474,600	407,200	359,800	314,800	289,900	267,400	245,000
パバマ	740,000	710,000	666,500	641,900	617,400	541,300	467,700	413,600	364,500	334,900	310,300	285,800
パラグアイ	650,000	630,000	589,000	567,500	546,100	479,300	415,000	367,100	324,200	297,700	276,200	254,800

官 報 (号 外)

バルバドス	740,000	710,000	666,500	641,900	617,400	541,300	467,700	413,600	364,500	334,900	310,300	285,800
アラジル	690,000	640,000	601,100	578,100	555,100	484,900	416,000	367,500	321,500	296,100	273,100	250,100
ベリーズ	720,000	700,000	653,600	629,600	605,500	531,000	459,000	405,800	357,800	328,700	304,700	280,700
ペルー	790,000	740,000	695,400	670,800	646,300	568,800	495,200	438,400	389,300	357,000	332,400	307,900
ボリヴィア	790,000	760,000	720,600	697,400	674,100	597,800	528,100	468,300	421,800	385,300	362,000	338,800
ホンジュラス	760,000	740,000	695,400	670,800	646,300	568,800	495,200	438,400	389,300	357,000	332,400	307,900
メキシコ	740,000	700,000	653,600	629,600	605,500	531,000	459,000	405,800	357,800	328,700	304,700	280,700
欧洲												
アイスランド	610,000	590,000	548,600	526,700	504,700	438,900	373,100	329,200	285,300	263,300	241,400	219,500
アイルランド	680,000	660,000	613,300	588,700	564,200	490,600	417,000	368,000	318,900	294,400	269,800	245,300
アゼルバイジャン	780,000	750,000	708,200	683,200	658,100	579,100	504,000	446,100	396,000	363,100	338,100	313,100
アルミニア	860,000	830,000	779,200	751,300	723,500	635,900	552,200	488,700	432,900	397,200	369,300	341,500
アルメニア	810,000	790,000	740,500	714,100	687,800	604,900	525,900	465,400	412,800	378,600	352,300	326,000
アンドラ	620,000	590,000	555,100	532,900	510,700	444,100	377,500	333,100	288,700	266,500	244,300	222,100
イタリア	720,000	620,000	581,000	557,800	534,500	464,800	395,100	348,600	302,100	278,900	255,600	232,400
ヴァチカン	650,000	620,000	581,000	557,800	534,500	464,800	395,100	348,600	302,100	278,900	255,600	232,400
ウクライナ	790,000	770,000	722,800	698,500	674,200	595,800	523,000	463,500	414,900	379,500	355,300	331,000
ウズベキスタン	730,000	710,000	671,100	648,900	626,700	554,500	487,900	432,500	388,100	354,800	332,600	310,400
エストニア	760,000	730,000	685,800	660,500	635,200	556,800	480,900	425,200	374,600	344,200	318,900	293,600
オーストリア	750,000	650,000	606,800	582,500	558,200	485,400	412,600	364,100	315,500	291,200	267,000	242,700
オランダ	680,000	630,000	587,400	563,900	540,400	469,900	399,400	352,400	305,400	281,900	258,400	235,000
カザフスタン	800,000	780,000	735,600	710,800	686,100	606,100	531,700	471,200	421,600	385,700	360,900	336,200
ギリシャ	620,000	600,000	561,600	539,200	516,700	449,300	381,900	337,000	292,000	269,600	247,100	224,700
キルギス	800,000	780,000	735,600	710,800	686,100	606,100	531,700	471,200	421,600	385,700	360,900	336,200
グルジア	780,000	750,000	708,200	683,200	658,100	579,100	504,000	446,100	396,000	363,100	338,100	313,100
クロアチア	720,000	700,000	652,700	627,700	602,600	526,200	451,100	388,500	348,400	320,800	295,800	270,800
サイprus	620,000	600,000	561,600	539,200	516,700	449,300	381,900	337,000	292,000	269,600	247,100	224,700
サン・マリノ	650,000	620,000	581,000	557,800	534,500	464,800	395,100	348,600	302,100	278,900	255,600	232,400
イスラ	670,000	640,000	604,400	576,400	552,300	480,300	408,300	360,200	312,200	288,200	264,200	240,200
スウェーデン	620,000	590,000	555,100	532,900	510,700	444,100	377,500	333,100	288,700	266,500	244,300	222,100
スペイン	620,000	600,000	561,600	539,200	516,700	449,300	381,900	337,000	292,000	269,600	247,100	224,700
スロ伐キア	690,000	660,000	619,600	594,800	570,100	495,700	421,300	371,800	322,200	297,400	272,600	247,900
スロヴェニア	720,000	700,000	652,700	627,700	602,600	526,200	451,100	398,500	348,400	320,800	295,800	270,800
タジキスタン	760,000	730,000	694,700	672,500	650,300	577,100	510,500	452,800	408,400	372,900	350,700	328,500

外
事
報

チ エ ッ コ	690,000	660,000	619,600	594,800	570,100	495,700	421,300	371,800	322,200	297,400	272,600	247,900	
デンマーク	620,000	590,000	555,100	532,900	510,700	444,100	377,500	333,100	288,700	266,500	244,300	222,100	
ドイツ	720,000	610,000	568,000	545,300	522,600	454,400	386,200	340,800	295,400	272,600	249,900	227,200	
トルクメニスタン	810,000	790,000	740,500	714,100	687,800	604,900	525,900	465,400	412,800	378,600	352,300	326,000	
ノールウェー	680,000	660,000	613,300	588,700	564,200	490,600	417,000	368,000	318,900	294,400	269,800	245,300	
ハンガリー	650,000	630,000	587,400	563,900	540,400	469,900	399,400	352,400	305,400	281,900	258,400	235,000	
フィンランド	660,000	640,000	593,900	570,100	546,400	475,100	403,800	356,300	308,800	285,100	261,300	237,600	
フランス	710,000	590,000	555,100	532,900	510,700	444,100	377,500	333,100	288,700	266,500	244,300	222,100	
ブルガリア	760,000	740,000	695,400	670,800	646,300	568,800	495,200	438,400	389,300	357,000	332,400	307,900	
ベルarus	760,000	730,000	688,900	664,600	640,300	563,600	490,800	434,500	385,900	353,800	329,600	305,300	
ベルギー	650,000	610,000	568,000	545,300	522,600	454,400	386,200	340,800	295,400	272,600	249,900	227,200	
ポーランド	730,000	700,000	659,200	633,900	608,600	531,400	455,500	402,400	351,800	324,000	298,700	273,400	
ボスニア・ヘルツェゴビナ	800,000	770,000	729,300	704,700	680,200	601,000	527,400	467,400	418,300	382,700	358,100	333,600	
ポルトガル	640,000	620,000	574,500	551,500	528,500	459,600	390,700	344,700	298,700	275,800	252,800	229,800	
マケドニア[日ユーゴースラヴィア共和国]	800,000	770,000	723,700	695,800	668,000	583,000	499,300	441,100	385,300	354,900	327,000	299,200	
マルタ	650,000	620,000	581,000	557,800	534,500	464,800	395,100	348,600	302,100	278,900	255,600	232,400	
モルドバ	760,000	730,000	688,900	664,600	640,300	563,600	490,800	434,500	385,900	353,800	329,600	305,300	
ユーゴースラヴィア連邦共和国	920,000	860,000	813,100	785,200	757,400	668,100	584,400	517,700	461,900	422,900	395,000	367,200	
ラトヴィア	760,000	730,000	685,800	660,500	635,200	556,800	480,900	425,200	374,600	344,200	318,900	293,600	
リトニア	770,000	750,000	698,700	672,900	647,100	567,100	489,600	432,900	381,300	350,300	324,500	298,700	
リヒテンシュタイン	670,000	640,000	600,400	576,400	552,300	480,300	408,300	360,200	312,200	288,200	264,200	240,200	
ルーマニア	760,000	740,000	695,400	670,800	646,300	568,800	495,200	438,400	389,300	357,000	332,400	307,900	
ルクセンブルグ	620,000	600,000	561,600	539,200	516,700	449,300	381,900	337,000	292,000	269,600	247,100	224,700	
連合王国	830,000	700,000	652,000	599,800	521,600	443,400	391,200	339,000	313,000	286,900	260,800	236,700	
ロシア	940,000	760,000	711,600	685,200	658,900	577,400	498,400	440,600	388,000	356,500	330,200	303,900	
中東	アフガニスタン	810,000	790,000	746,400	722,100	697,800	618,400	545,600	483,800	435,200	397,600	373,400	349,100
アラブ首長国連邦	750,000	720,000	679,300	654,300	629,200	551,600	476,500	421,300	371,200	341,000	316,000	291,000	269,000
イエメン	790,000	760,000	720,600	697,400	674,100	597,800	528,100	468,300	421,800	385,300	362,000	338,800	316,700
イスラエル	660,000	610,000	575,200	553,300	531,300	464,200	398,400	352,000	308,100	283,600	261,700	239,800	218,700
イラク	820,000	800,000	752,900	728,300	703,800	623,600	550,000	487,700	438,600	400,800	376,200	351,700	326,700
イラン	840,000	790,000	748,600	723,300	698,000	616,500	540,600	479,000	428,400	392,000	366,700	341,400	316,700

(外) 報 告

オマーン	730,000	700,000	660,000	635,700	611,400	536,100	463,300	409,700	361,100	331,700	307,500	283,200
カタル	760,000	730,000	685,800	660,500	635,200	556,800	480,900	425,200	374,600	344,200	318,900	293,600
クウェイト	760,000	740,000	695,400	670,800	646,300	568,800	495,200	438,400	389,300	357,000	332,400	307,900
サウディ・アラビア	810,000	770,000	722,800	698,500	674,200	595,800	523,000	463,500	414,900	379,500	355,300	331,000
ジヨルダン	670,000	650,000	607,600	584,400	561,100	490,100	420,400	371,400	324,900	299,200	275,900	252,700
シリア	680,000	660,000	621,200	598,500	575,800	505,100	436,900	386,400	341,000	313,100	290,400	267,700
トルコ	610,000	590,000	555,900	534,700	513,500	448,700	385,200	340,400	298,000	274,300	253,200	232,000
バハレーン	730,000	700,000	660,000	635,700	611,400	536,100	463,300	409,700	361,100	331,700	307,500	283,200
レバノン	760,000	740,000	697,000	673,800	650,500	575,200	505,500	448,000	401,500	367,200	343,900	320,700
アフリカ	790,000	760,000	720,600	697,400	674,100	597,800	528,100	468,300	421,800	385,300	362,000	338,800
アンゴラ	910,000	880,000	832,500	803,800	775,200	683,600	597,600	529,300	472,000	432,200	403,600	374,900
ウガンダ	760,000	740,000	697,000	673,800	650,500	575,200	505,500	448,000	401,500	367,200	343,900	320,700
エジプト	740,000	650,000	614,800	592,400	569,900	500,000	432,600	382,600	337,600	310,100	287,600	265,200
エティオピア	770,000	750,000	703,400	679,900	656,400	580,300	509,800	451,800	404,800	370,200	346,700	323,300
エリトリア	770,000	750,000	703,400	679,900	656,400	580,300	509,800	451,800	404,800	370,200	346,700	323,300
ガーナ	770,000	750,000	707,600	684,900	662,200	587,400	519,200	460,500	415,100	379,000	356,300	333,600
カーボ・ヴェルデ	760,000	740,000	697,000	673,800	650,500	575,200	505,500	448,000	401,500	367,200	343,900	320,700
ガボン	760,000	740,000	697,000	673,800	650,500	575,200	505,500	448,000	401,500	367,200	343,900	320,700
カメルーン	790,000	760,000	720,600	697,400	674,100	597,800	528,100	468,300	421,800	385,300	362,000	338,800
ガンビア	760,000	740,000	697,000	673,800	650,500	575,200	505,500	448,000	401,500	367,200	343,900	320,700
ギニア	820,000	800,000	738,700	735,500	712,200	634,000	564,300	500,900	454,400	414,300	391,000	367,800
ギニア・ビサオ	760,000	740,000	697,000	673,800	650,500	575,200	505,500	448,000	401,500	367,200	343,900	320,700
ケニア	750,000	700,000	663,100	639,900	616,600	543,000	473,300	419,000	372,500	341,500	318,200	295,000
コモロ	710,000	680,000	640,600	617,100	593,600	520,600	450,100	398,000	351,000	322,400	298,900	275,500
コンゴー民主共和国	980,000	950,000	894,200	865,500	836,900	742,400	656,400	582,200	524,900	479,300	450,700	422,000
サンタメ・プリンシペ	760,000	740,000	697,000	673,800	650,500	575,200	505,500	448,000	401,500	367,200	343,900	320,700
ザンビア	760,000	740,000	697,000	673,800	650,500	575,200	505,500	448,000	401,500	367,200	343,900	320,700
シェラ・レオーネ	750,000	720,000	684,000	661,300	638,600	564,800	496,600	440,200	394,800	360,900	338,200	315,500
ジブチ	770,000	750,000	703,400	679,900	656,400	580,300	509,800	451,800	404,800	370,200	346,700	323,300
ジンバブエ	850,000	820,000	769,700	741,000	712,400	623,900	537,900	475,500	418,200	384,400	355,800	327,100

外 告 報

スーダン	830,000	810,000	765,100	741,600	718,100	639,100	568,600	504,700	457,700	417,300	393,800	370,400
スワジランド	620,000	600,000	563,200	542,800	522,400	458,700	397,500	351,600	310,800	295,300	264,900	244,500
セイシェル	700,000	680,000	634,200	611,000	587,700	515,500	445,800	394,200	347,700	319,400	296,100	272,900
赤道ギニア	760,000	740,000	697,000	673,800	655,500	575,200	505,500	448,000	401,500	367,200	343,900	320,700
セネガル	730,000	700,000	663,100	639,900	616,600	543,000	473,300	419,000	372,500	341,500	318,200	295,000
象牙海岸共和国	730,000	700,000	663,100	639,900	616,600	543,000	473,300	419,000	372,500	341,500	318,200	295,000
ソマリア	760,000	740,000	697,000	673,800	650,500	575,200	505,500	448,000	401,500	367,200	343,900	320,700
タンザニア	790,000	760,000	720,600	697,400	674,100	597,800	528,100	468,300	421,800	385,300	362,000	338,800
チャード	760,000	740,000	697,000	673,800	650,500	575,200	505,500	448,000	401,500	367,200	343,900	320,700
中央アフリカ	820,000	800,000	758,700	735,500	712,200	634,000	564,300	500,900	454,400	414,300	391,000	367,800
チュニジア	640,000	610,000	575,200	553,300	531,300	464,200	398,400	352,000	308,100	283,600	261,700	239,800
トーゴ	760,000	740,000	697,000	673,800	650,500	575,200	505,500	448,000	401,500	367,200	343,900	320,700
ナイジェリア	820,000	800,000	758,700	735,500	712,200	634,000	564,300	500,900	454,400	414,300	391,000	367,800
ナミビア	630,000	600,000	563,200	542,800	522,400	458,700	397,500	351,600	310,800	285,300	264,900	244,500
ニジェール	760,000	740,000	697,000	673,800	650,500	575,200	505,500	448,000	401,500	367,200	343,900	320,700
ブルキナ・ファソ	760,000	740,000	697,000	673,800	650,500	575,200	505,500	448,000	401,500	367,200	343,900	320,700
アルンデイ	760,000	740,000	697,000	673,800	650,500	575,200	505,500	448,000	401,500	367,200	343,900	320,700
ベナン	760,000	740,000	697,000	673,800	650,500	575,200	505,500	448,000	401,500	367,200	343,900	320,700
ボツワナ	620,000	600,000	563,200	542,800	522,400	458,700	397,500	351,600	310,800	285,300	264,900	244,500
マダガスカル	770,000	750,000	703,400	679,900	656,400	580,300	509,800	451,800	404,800	370,200	346,700	323,300
マラウイ	730,000	700,000	663,100	639,900	616,600	543,000	473,300	419,000	372,500	341,500	318,200	295,000
マリ	760,000	740,000	697,000	673,800	650,500	575,200	505,500	448,000	401,500	367,200	343,900	320,700
南アフリカ共和国	610,000	570,000	536,600	516,200	495,800	433,300	372,100	328,800	288,000	265,100	244,700	224,300
モーリシャス	710,000	680,000	640,600	617,100	593,600	520,600	450,100	398,000	351,000	322,400	298,900	275,500
モーリタニア	760,000	740,000	697,000	673,800	650,500	575,200	505,500	448,000	401,500	367,200	343,900	320,700
モザンビーク	760,000	730,000	694,700	672,500	650,300	577,100	510,500	452,800	408,400	372,900	350,700	328,500
モロッコ	640,000	610,000	575,200	553,300	531,300	464,200	398,400	352,000	308,100	283,600	261,700	239,800
リビア	780,000	760,000	714,100	691,100	668,100	592,600	523,700	464,400	418,400	382,200	359,200	336,200
リベリア	790,000	760,000	720,600	697,400	674,100	597,800	528,100	468,300	421,800	385,300	362,000	338,800
ルワンダ	760,000	740,000	697,000	673,800	650,500	575,200	505,500	448,000	401,500	367,200	343,900	320,700
レソト	620,000	600,000	563,200	542,800	522,400	458,700	397,500	351,600	310,800	285,300	264,900	244,500

(外) 取引報告書

二 総領事館

地 域	所 在 地	号					別		
		総 領 事	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号
アジア	コルカタ	670,000	655,200	632,700	559,700	492,300	436,400	391,400	357,900
	チェンナイ	640,000	621,300	598,800	527,500	460,100	407,400	362,400	332,200
	ムンバイ	660,000	621,300	598,800	527,500	460,100	407,400	362,400	332,200
	ジャカルタ	540,000	524,200	504,600	443,200	384,300	340,000	300,700	276,000
	スラバヤ	560,000	524,200	504,600	443,200	384,300	340,000	300,700	276,000
	マカッサル	570,000	553,100	533,500	470,700	411,800	364,800	325,500	298,100
	メダン	540,000	524,200	504,600	443,200	384,300	340,000	300,700	276,000
	ホーチミン	670,000	627,400	604,700	532,600	464,400	411,200	365,800	335,200
	バンコック	480,000	464,800	445,400	387,300	329,200	290,500	251,700	232,400
	済州	590,000	570,100	546,400	475,100	403,800	356,300	308,800	285,100
中国	金山	610,000	570,100	546,400	475,100	403,800	356,300	308,800	285,100
	広州	650,000	633,000	578,900	505,600	433,600	383,000	335,000	308,500
	上海	620,000	576,400	552,30	480,300	408,300	360,200	312,200	288,200
	瀋陽	700,000	658,500	634,400	558,500	486,500	430,600	382,600	350,800
	香港	700,000	625,900	599,800	521,600	443,400	391,200	339,000	313,000
	カラチ	650,000	611,700	591,100	523,500	461,500	409,200	367,900	336,200
	マニラ	530,000	518,000	498,600	438,000	379,900	336,100	297,300	272,900
	コタ・キナバル	540,000	522,300	501,700	438,400	376,400	332,600	291,300	268,200
	ペナン	510,000	495,700	475,100	413,100	351,100	309,800	268,500	247,900
	大洋州	500,000	464,800	445,400	387,300	329,200	290,500	251,700	232,400
北米	シドニー	480,000	464,800	445,400	387,300	329,200	290,500	251,700	232,400
	パース	500,000	464,800	445,400	387,300	329,200	290,500	251,700	232,400
	ブリスベン	464,800	445,400	387,300	329,200	290,500	251,700	232,400	213,000
	メルボルン	500,000	464,800	445,400	387,300	329,200	290,500	251,700	232,400
	オーカ蘭ド	460,000	446,200	427,600	371,800	316,000	278,900	241,700	223,100
	ポート・モレスビー	700,000	678,800	656,300	582,300	514,900	456,700	411,700	376,000
北米	アトランタ	670,000	619,700	593,900	516,400	438,900	387,300	335,700	309,800
	アンカレッジ	740,000	712,700	683,000	593,900	504,800	445,400	386,000	356,300
	カンザス・シティ	670,000	619,700	593,900	516,400	438,900	387,300	335,700	309,800
	サン・フランシスコ	670,000	619,700	593,900	516,400	438,900	387,300	335,700	309,800
	シアトル	670,000	619,700	593,900	516,400	438,900	387,300	335,700	309,800
	シカゴ	670,000	619,700	593,900	516,400	438,900	387,300	335,700	309,800

官 報 (号 外)

デトロイト	670, 000	619, 700	593, 900	516, 400	438, 900	387, 300	335, 700	309, 800	284, 000	258, 200
デンバー	640, 000	619, 700	593, 900	516, 400	438, 900	387, 300	335, 700	309, 800	284, 000	258, 200
ニュー・オルリンズ	670, 000	619, 700	593, 900	516, 400	438, 900	387, 300	335, 700	309, 800	284, 000	258, 200
ニューオーク	790, 000	681, 600	653, 200	568, 000	482, 800	426, 000	369, 200	340, 800	312, 400	284, 000
ハガッニヤ	710, 000	681, 600	653, 200	568, 000	482, 800	426, 000	369, 200	340, 800	312, 400	284, 000
ヒューストン	670, 000	619, 700	593, 900	516, 400	438, 900	387, 300	335, 700	309, 800	284, 000	258, 200
ポートランド	640, 000	619, 700	593, 900	516, 400	438, 900	387, 300	335, 700	309, 800	284, 000	258, 200
ボストン	730, 000	681, 600	653, 200	568, 000	482, 800	426, 000	369, 200	340, 800	312, 400	284, 000
ホノルル	670, 000	619, 700	593, 900	516, 400	438, 900	387, 300	335, 700	309, 800	284, 000	258, 200
マイアミ	670, 000	619, 700	593, 900	516, 400	438, 900	387, 300	335, 700	309, 800	284, 000	258, 200
ロス・アンジェルス	670, 000	619, 700	593, 900	516, 400	438, 900	387, 300	335, 700	309, 800	284, 000	258, 200
ヴァンクーバー	630, 000	588, 700	564, 200	490, 600	417, 000	368, 000	318, 900	294, 400	269, 800	245, 300
エドモントン	610, 000	588, 700	564, 200	490, 600	417, 000	368, 000	318, 900	294, 400	269, 800	245, 300
トロント	630, 000	588, 700	564, 200	490, 600	417, 000	368, 000	318, 900	294, 400	269, 800	245, 300
モントリオール	610, 000	588, 700	564, 200	490, 600	417, 000	368, 000	318, 900	294, 400	269, 800	245, 300
中南米										
クリチバ	570, 000	551, 500	528, 500	459, 600	390, 700	344, 700	298, 700	275, 800	252, 800	229, 800
サン・パウロ	590, 000	551, 500	528, 500	459, 600	390, 700	344, 700	298, 700	275, 800	252, 800	229, 800
ペレーン	620, 000	604, 700	581, 700	510, 300	441, 400	390, 300	344, 300	316, 300	293, 300	270, 300
ポルト・アレグレ	570, 000	551, 500	528, 500	459, 600	390, 700	344, 700	298, 700	275, 800	252, 800	229, 800
マナオス	650, 000	633, 600	610, 600	537, 800	468, 900	415, 100	369, 100	338, 400	315, 400	292, 400
リオ・デ・ジャネイロ	590, 000	551, 500	528, 500	459, 600	390, 700	344, 700	298, 700	275, 800	252, 800	229, 800
レシフェ	600, 000	578, 100	555, 100	484, 900	416, 000	367, 500	321, 500	296, 100	273, 100	250, 100
リマ	690, 000	670, 800	646, 300	568, 800	495, 200	438, 400	389, 300	357, 000	332, 400	307, 900
欧洲										
ミラノ	600, 000	557, 800	534, 500	464, 800	395, 100	348, 600	302, 100	278, 900	255, 600	232, 400
ジュネーヴ	600, 000	576, 400	552, 300	480, 300	408, 300	360, 200	312, 200	288, 200	264, 200	240, 200
バルセロナ	560, 000	539, 200	516, 700	449, 300	381, 900	337, 000	292, 000	269, 600	247, 100	224, 700
ラス・バルマス	560, 000	539, 200	516, 700	449, 300	381, 900	337, 000	292, 000	269, 600	247, 100	224, 700
デュッセルドルフ	590, 000	545, 300	522, 600	454, 400	386, 200	340, 800	295, 400	272, 600	249, 900	227, 200
ハンブルグ	590, 000	545, 300	522, 600	454, 400	386, 200	340, 800	295, 400	272, 600	249, 900	227, 200
フランクフルト	590, 000	545, 300	522, 600	454, 400	386, 200	340, 800	295, 400	272, 600	249, 900	227, 200
ミュンヘン	590, 000	545, 300	522, 600	454, 400	386, 200	340, 800	295, 400	272, 600	249, 900	227, 200
ストラスブール	550, 000	532, 900	510, 700	444, 100	377, 500	333, 100	283, 700	266, 500	244, 300	222, 100
パリ	550, 000	532, 900	510, 700	444, 100	377, 500	333, 100	283, 700	266, 500	244, 300	222, 100
マルセイユ	550, 000	532, 900	510, 700	444, 100	377, 500	333, 100	283, 700	266, 500	244, 300	222, 100

(外) 告(報)

エディンバラ ロンドン ウラジオストク サンクト・ペテルブルグ ハバロフスク ユジノ・サハリンスク	650,000 650,000 800,000 730,000 800,000 770,000	625,900 625,900 748,000 685,200 748,000 748,000	599,800 599,800 721,700 658,900 721,700 721,700	521,600 521,600 637,100 577,400 637,100 637,100	443,400 443,400 558,100 493,400 558,100 558,100	391,200 391,200 494,400 440,600 494,400 494,400	339,000 339,000 441,800 388,000 441,800 441,800	313,000 313,000 404,300 356,500 404,300 404,300	286,900 286,900 378,000 356,500 378,000 378,000	260,800 260,800 351,700 303,900 351,700 351,700
中東 ドバイ ジェッダ イスタンブル	650,000 680,000 520,000	627,700 664,600 508,100	602,600 640,300 486,900	526,200 563,600 423,400	451,100 490,800 359,900	398,500 434,500 317,600	348,400 385,900 275,200	320,800 353,800 254,000	295,800 329,600 232,900	270,800 305,300 211,700

三 政府代表部

地 域	所 在 地	号									別								
		大 使	公 使	特 号	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号	12 号	13 号	14 号	15 号
北米 (国際連合) モントリオール (国際民間航空機関)	880,000	760,000	710,000	681,600	653,200	568,000	482,800	426,000	369,200	340,800	312,400	284,000	245,300						
歐州 (在 ウィーン国際機関) (在 ジュネーヴ 国際機関) (軍縮会議) パリ (経済協力開発機構) (国際連合教育科学文化機関) プラツセル (欧洲連合)	680,000	660,000	613,300	588,700	564,200	490,600	417,000	368,000	318,900	294,400	269,800								
	700,000	650,000	606,800	582,500	558,200	485,400	412,600	364,100	315,500	291,200	267,000	242,700							
	760,000	640,000	600,400	576,400	552,300	480,300	408,300	360,200	312,200	288,200	264,200	240,200							
	670,000	640,000	600,400	576,400	552,300	480,300	408,300	360,200	312,200	288,200	264,200	240,200							
	680,000	590,000	555,100	532,900	510,700	444,100	377,500	333,100	288,700	266,500	244,300	222,100							
	620,000	590,000	555,100	532,900	510,700	444,100	377,500	333,100	288,700	266,500	244,300	222,100							
	700,000	610,000	568,000	545,300	522,600	454,400	386,200	340,800	295,400	272,600	249,900	227,200							

別表第三 研修員手当(第二十条の二関係)

号 别	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号	10 号	11 号	12 号	13 号	14 号	15 号
手 当 額	584,700	562,700	540,700	518,700	496,700	474,700	452,700	430,700	408,700	386,700	364,700	342,700	320,700	298,700	276,700

16 号	17 号	18 号	19 号	20 号	21 号
254,700	232,700	210,700	188,700	166,700	144,700

附 則

この法律は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、別表第一及び別表第二の改正規定中 在東チモール日本国大使館に関する部分は東チモールの国家承認の日以後において政令で定める日から、国際連合教育科学文化機関日本政府代表部に関する部分は政令で定める日から施行する。

理 由

在外公館として在東チモール日本国大使館及び国際連合教育科学文化機関日本政府代表部を新設し、これらの在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定めるとともに、既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

二 議案の可決理由

本案は、外交活動の円滑かつ効率的な遂行を図るため、必要かつ適切な措置と認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

本法の施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一、外務省においては、日本外交の適切かつ効果的な展開を図り、不祥事の再発を防止し、信頼を回復するために、より一層の情報公開と外交機能強化のための組織・制度の改革に全力で取り組むこと。

二、わが国の深刻な財政事情並びに民間の厳しい諸情勢を厳粛に受けとめ、在外公館に関する予算の効率性・透明性を高めるための具体的措置を講じること。

三、本案施行に要する経費として、平成十四年度一般会計予算外務省所管のなかに、約三億七千三百五万円が計上されている。

右報告する。

一 議案の目的及び要旨

本案は、在外公館の新設等を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 在東チモール日本国大使館(兼館)を新設するとともに、同大使館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定めること。

2 「在カルカタ日本国総領事館」の名称及び位

置の地名をそれぞれ「在カルカタ日本国総領事館」と改めること。

衆議院議長 締貫 民輔殿
〔別紙〕

3 国際連合教育科学文化機関日本政府代表部(実館)を新設するとともに、同政府代表部に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定めること。

激変する国際社会にあって、わが国外交を担うべき外務省は、機密費問題に端を発した一連の不正な外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

一部を改正する法律案に対する附帯決議

激変する国際社会にあって、わが国外交を担うべき外務省は、機密費問題に端を発した一連の不正な外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

激変する国際社会にあって、わが国外交を担うべき外務省は、機密費問題に端を発した一連の不正な外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成十四年三月二十六日

外務委員長 吉田 公一

三、現下の厳しい国内情勢に鑑み、在外職員の在勤基本手当並びに諸手当についても、各任地における諸外国外交官及び日本企業駐在員の給与制度及び水準も参考としつつ、勤務条件・現地の生活環境や物価水準、為替相場などを総合的に勘案し、適切な水準・内容となるよう努める

こと。

四、在外公館が扱う報償費などの諸経費について、支出基準・決裁手続きなどを見直し、厳格かつ適正な支出が図られるよう具体的措置をとること。

五、在外公館においては、犯罪・テロ対策など在外邦人に対する安全対策について一層の機能強化を図ること。

六、項目一および四に関しては、公認会計士などの中立・公正な立場で専門知識を持った第三者の参加を得た査察を実施すること。

七、以上の項目に関する具体的な実施内容・状況・結果などについて、当委員会の要請に応じて、隨時報告を行なうこと。

八、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する等の法律案

右の議案を提出する。

平成十四年三月二十六日
提出者
議院運営委員長 鳩山 邦夫

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律
法律の一部を改正する等の法律

(国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部改正)

第一条 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第十一条 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「第十一条」とする。

第十一条第一項中「第三条から第六条まで及び第九条第二項の規定は第十条の永年在職表彰議員特別交通費について」を削る。

附則に次の二項を加える。

議長、副議長及び議員の歳費月額は、第一

条及び国会法第三十五条の規定にかかわらず、平成十五年三月三十一日までの間は、第一

条に規定する額に百分の九十を乗じて得た

(憲政功劳年金法の廃止)

第二条 憲政功劳年金法(昭和一十九年法律第百七十四号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第二条及び附則第三項の規定は、平成十五年一月一日から施行する。

(特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十

2 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十

四年法律第一百五十一号)の一部を次のように改正する。

第一条第七号の一中「別表第一において」を「以下」に改める。

附則第四項中「又は国務大臣」を「国務大臣、内閣官房副長官、常勤の内閣総理大臣補佐官、副大臣、副長官、大臣政務官又は長官政務官」に改める。

(内閣府設置法の一部改正)

3 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項第五十四号を次のように改める。

五十四 削除

理由

議長、副議長及び議員の歳費月額について、平成十五年三月三十一日までの間、一割削減した額とするとともに、永年在職表彰議員特別交通費及び憲政功劳年金の制度を廃止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

(憲政功劳年金法の廃止)

第一条 憲政功劳年金法(昭和一十九年法律第百七十四号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第二条及び附則第三項の規定は、平成十五年一月一日から施行する。

(特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十

2 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十

国立国会図書館法の一部を改正する法律案

国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第六章の次に次の二章を加える。

第六章の二 関西館

第十六条の二 中央の図書館に、関西館を置く。

関西館の位置及び所掌事務は、館長が定める。

(関西館)

関西館に関西館長一人を置き、国立国会図書館の職員のうちから、館長がこれを任命する。

関西館長は、館長の命を受けて、関西館の事務を掌理する。

(関西館長)

第八章 その他の図書館及び一般公衆に対する奉仕を第八章 一般公衆及び公立その他の図書館に対する奉仕に改める。

(第八章)

第二十一条中「奉仕及び収集資料」を「図書館奉

仕」に、「日本国民」を「日本国民が」に、「利用させること」を「享受すること」ができるようにしなければ

ならない」に改め、同条第一号中「館長の定める諸規程に従い、図書館の収集資料を国立国会図書

館」を「館長の定めるところにより、国立国会図書館の収集資料及びインターネットその他高度情報通信ネットワークを通じて閲覧の提供を受けた

右の議案を提出する。

平成十四年三月二十六日

提出者

議院運営委員長 鳩山 邦夫

館長は、前項第一号に規定する複写を行つた

場合には、実費を勘案して定める額の複写料金を徴収することができる。

館長は、その定めるところにより、第一項第一号に規定する複写に関する事務の一部(以下「複写事務」という。)を、當利を目的としない法

人に委託することができる。

前項の規定により複写事務の委託を受けた法人から複写物の引渡しを受ける者は、当該法人に対し、第二項に規定する複写料金を支払わなければならない。

第三項の規定により複写事務の委託を受けた法人は、前項の規定により收受した複写料金を自己の収入とし、委託に係る複写事務に要する費用を負担しなければならない。

第九章 葦集資料を「第九章 収集資料」に改める。

第二十三条中「葦集資料として」を「収集資料として」に、「購入、納本、寄贈、遺贈若しくは交換」を「購入、納本、寄贈、遺贈その他の方法」に、「受入する」を「収集する」に、「交換用に利用し」を「交換の用に供し」に改める。

附 則

1 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第二十二条に四項を加える改正規定中同条第三項から第五項までに係る部分は、

同年十月一日から施行する。

官 報 (号 外)

2 国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第三十六条中「局長、部長及び国際子ども図書館長」を「館長が指名する部局の長、関西館長及び国際子ども図書館長」に改める。

理 由

国立国会図書館の図書館奉仕の充実及び効率化を図るため、関西館を設置することとともに、インターネット等を通じて閲覧の提供を受けた図書館資料と同等の内容を有する情報を用いた図書館奉仕の提供及び複写事務の委託に関する規定等を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

官 報 (号 外)

平成十四年三月二十六日 衆議院会議録第十六号

明治三十一年三月三十一日
郵便物認可

(第七、九、十三、十四号の発送は郵便局により後
日となるため、第十六号を先に発送しました。)

発行所
二東京一〇番四四号
財務省印刷局
虎ノ門二丁目
八四四二五
電話
03(3587)4294
定価
(本体一部)
送別料
一〇〇〇五円